

●香川県告示第3号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月10日

香川県知事 浜 田、 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市屋島西町305番地

協和化学工業株式会社 代表取締役社長 大石 俊二

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市林田町4035番地

協和化学工業株式会社 坂出工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	15 t / 日 1 基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7~11	7~11
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	3	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3	10
	浮遊物質量 (mg/L)	80	200
	窒素含有量 (mg/L)	10	100
りん含有量 (mg/L)		0.3	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		260	530

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機	
能	力	2 m ³ / h 3 基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7~12	7~12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	3	10
化学的酸素要求量 (mg/L)		3	10

態	浮遊物質量 (mg/L)	100	200
	窒素含有量 (mg/L)	10	100
	りん含有量 (mg/L)	0.3	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		150(3基分)	300(3基分)

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		No.1 排 水 口	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1.9	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1.9	10
	浮遊物質量 (mg/L)	13	25
	窒素含有量 (mg/L)	10	100
	りん含有量 (mg/L)	0.3	5
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	3.5	10
	排水の量 (m ³ /日)	24,073	37,039

他に排水口が2箇所（雨水専用）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和元年5月10日から同月31日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市市民生活部共働課